

令和8年度  
訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業の概要

## 1 内容

訪問看護ステーションで働く看護職員が、出産や育児、介護のため、長期間にわたって休業する場合に、訪問看護ステーションが代替職員を確保する経費を支援する。

## 2 補助対象事業者の要件

要件	内 容
事業者	介護保険法第41条1項本文の指定を受けている者で、同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者であること。  ※ <u>みなし指定の病院及び診療所は含まれません。</u>
実地指導等	当該訪問看護ステーションに、都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、改善が確認されていること。
人員	当該訪問看護ステーションの業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師について、常勤換算方法で以下の員数を配置していること。  2. 5人以上かつ7人未満

## 3 対象となる休業 《産休等代替》

いずれの休業も、当該訪問看護ステーションに引き続き雇用された期間が1年以上の常勤の看護職員が取得した場合に、本事業の対象となります。

根拠法令	種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法 (昭和22年法律第49号)</li> <li>・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成3年法律第76号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産前産後休業</li> <li>・育児休業</li> <li>・介護休業</li> </ul>

※ 就業規則において「休暇」等の文言を用いている場合でも、各法に基づくものであれば、休業と同義とします。

#### 4 対象経費

項目	対象経費	基準額
代替職員 給与費	(1) 代替職員に支払う給与費（給料、報酬、賃金、法定 福利費、福利厚生費、賞与及び手当を含む。） (2) 代替職員を派遣している派遣会社に支払う派遣料金 ( <u>紹介手数料は含まない。</u> )	1時間あたり 3,200円

#### 5 代替職員の確保にかかる条件

確保方法	確保条件
代替職員を新たに雇用	(1) 代替職員は保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格を持つ者とする。 (2) 代替職員が従事する業務は、研修等を受講又は休業する看護職員が現に従事する業務も含め、当該訪問看護ステーションにおける看護に関する業務とする。 (3) 雇用期間には、看護職員の休業期間が含まれているものとする。

#### 6 申請できる上限時間数

上限時間（日）数	条件
・784時間	・休業職員1名あたり ・代替職員の人数は問わない。

#### 7 補助対象の考え方

確保方法	補助対象となる代替勤務時間数及び代替勤務日数
代替職員を新たに雇用	代替期間の通算勤務日数から算出した通算勤務時間数（上限784時間）

※ 時間数及び日数については、代替職員（新規雇用及び既雇用の非常勤を問わない。）が複数名の場合はその合算（上限まで）とする。

#### 8 補助額の計算

給与費の計算

代替勤務時間数	×	1時間あたりの 代替職員の給与費	=	補助金額
上限 784時間		上限 3,200円		

## 9 補助金の交付に当たって特に留意する事項

以下の条件を満たさない場合は、補助金の交付決定（額の確定）があった後でも、補助金は交付しません。また、補助金を交付した後においても、以下の条件を満たさない場合は、翌年度以降においても当該補助金を返還していただきます。ただし、やむを得ない事由が生じた場合を除きます。

- (1) 看護職員の原職等（※1）への復帰について、就業規則（※2）等に規定していること。
- (2) 休業する看護職員が、休業終了後、引き続き3か月以上当該訪問看護ステーションに在籍していること。

### （※1）【原職等とは】

- ア 休業後の職制上の地位が、休業前より下回っていないこと。
- イ 休業前と休業後とで職務内容が異なっていないこと。

### （※2）【就業規則とは】

- 常時 10 人以上の労働者を使用する事業場では必ず就業規則を作成しなければなりません。（労基法第 89 条）また、労働者が 10 人未満であっても、就業規則を作成することが望まれます。
- この場合の「労働者」には、いわゆる正規社員のほか、パートタイム労働者や臨時のアルバイト等すべての者を含みます。

☆ 本事業では、訪問看護師の定着推進を図ることを目的としているため、就業規則等の作成を要件としております。

## 10 代替職員の確保の方法について

本事業における代替職員の確保方法については、「5 代替職員の確保にかかる条件」を充たしていれば、とくに決まりはありません。主な職業紹介機関としては、東京都ナースプラザ（※）、ハローワーク等があります。また、職業紹介機関を通さずに、看護職員等の紹介により雇用された代替職員であっても対象となります。

（※）【東京都ナースプラザのご案内】（URL：<https://www.np-tokyo.jp/>）  
ナースバンク（看護師等無料職業紹介事業）を、東京（新宿）と立川に設置し、登録された求人施設・求職者への無料の職業紹介を行っています。

【求人施設】 看護職の求人を希望する都内に就業先がある施設

【求職者】 保健師・助産師・看護師・准看護師・看護教員

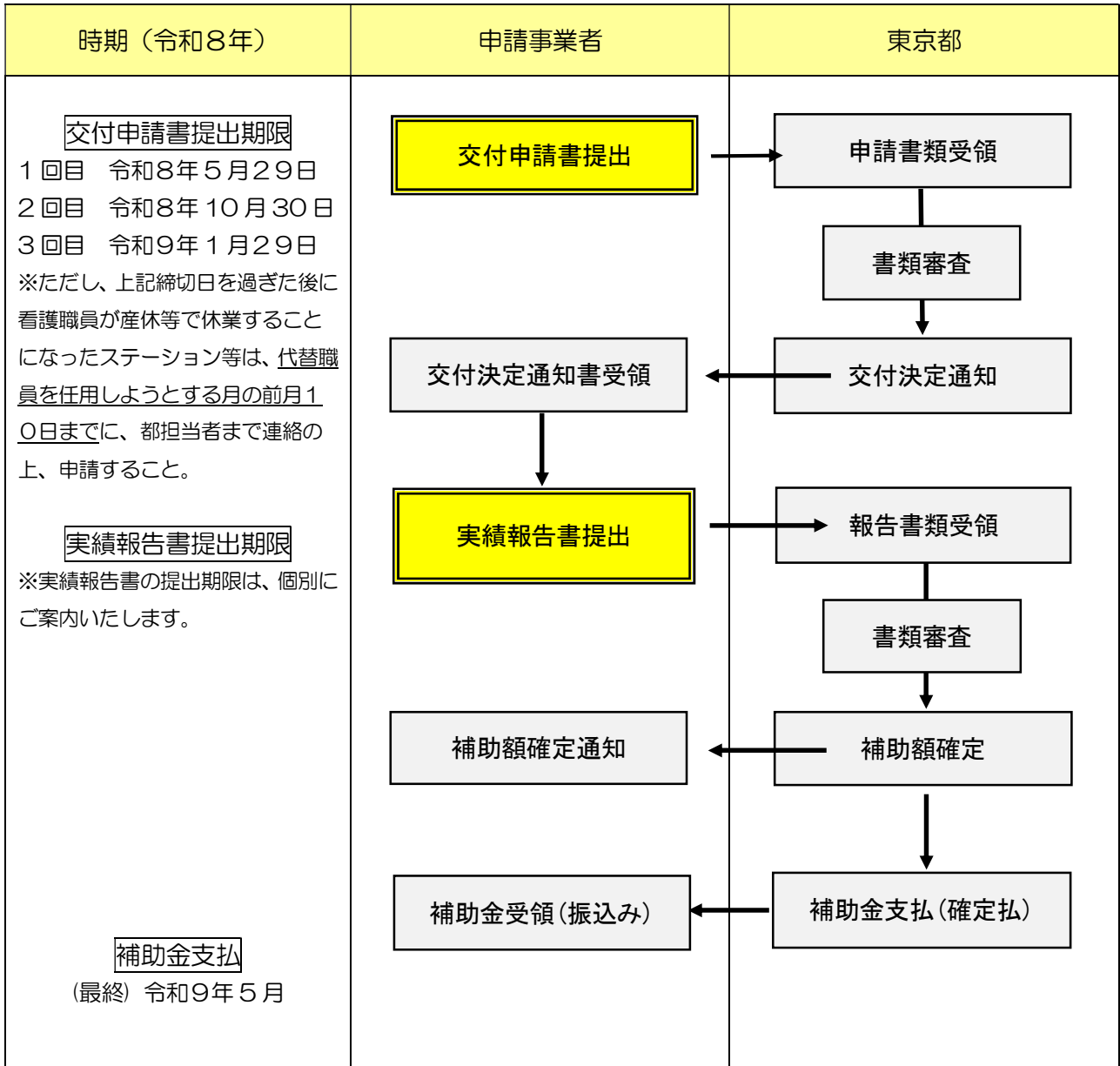
- 求人施設（訪問看護ステーション）の方は、ナースバンクに登録後、「求人票」を作成し、希望条件に合う人材探しができます。
- インターネットでの求人・求職には「e ナースセンター」が利用できます。

（URL：<https://www.nurse-center.net/nccs/>）


- 求人・求職のほかに、看護師等確保対策のより一層効果的な推進を図ることを目的に、研修事業、普及啓発事業及び復職・定着事業などを行っています。

令和8年度訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業  
実施スケジュール（予定）

当補助事業は、あくまでも予算の範囲内で行うため、申請状況等により、別途期限を設定する場合があります。ホームページ等で御案内しますので、御確認ください。



※10日が土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日までとする。

・・・「提出書類一覧」により必要書類を用意してください。